

土地区画整理事業施行区域内の土地貸付に関する要綱

平成15年3月20日
15小区第108号

(趣旨)

第1条 小牧市の施行する土地区画整理事業の施行区域内の土地の貸付けについては、この要綱の定めるところによるものとする。

(貸付土地)

第2条 貸付けのできる土地は、土地区画整理事業の施行区域内の次の土地とする。

(1) 公園、緑地及び保留地の各予定地

(2) その他施行者（前条の土地区画整理事業を施行する者をいう。以下同じ。）が管理している土地で貸付けが可能と判断する土地

(借受人)

第3条 借受けのできる者は、次のものとする。

(1) 小牧市の施行する土地区画整理事業の工事を請け負う者

(2) 国、地方公共団体及びこれに準ずる団体の工事を請け負う者で施行者が認めるもの

(3) 前2号に定めるもののほか、施行者が特に必要があると認める者

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、1月以上とする。ただし、会計年度を越える貸付けは行わないものとする。

(許可申請書)

第5条 第2条に掲げる土地を借り受けようとする者は、施行者に対し、借用許可申請書（様式第1）を提出しなければならない。この場合において、施行者は、申請の日から15日以内に可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(使用開始及び終了の届出)

第6条 前条の規定により借用許可を受けた者は、その借り受けた土地の使用を開始しようとするとき及び終了したときは、速やかに借用土地^{開始}使用^{終了}届（様式第2）を施行者に提出しなければならない。

(貸付料)

第7条 貸付料の額は、年額として、貸付けをする年度における小牧市が施行する土地区画整理事業の施行区域内の全ての公園用地に係る固定資

産税課税標準額に、それぞれ1,000分の45を乗じて得た額の平均額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入する。）に貸付面積（1平方メートル未満の端数があるときは、その端数面積を切り上げる。）を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、貸付料の額について、貸付期間が1年未満のときは、1月未満の端数を切り上げた後の月数を基礎として月割りで計算して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げる。）とする。

（減免）

第8条 施行者は、特別の事情があると認めるときは、貸付料を減免することができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか貸し付ける土地の貸付条件、許可の取消し等については、小牧市財産管理規則（昭和39年小牧市規則12号）の普通財産の貸付けに関する規定に準ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月16日 17小区第3460号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月18日 20小区第1606号）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の土地区画整理事業施行区域内の土地貸付に関する要綱の規定は、平成21年4月1日以後の土地借受けに係る申請から適用し、同日前の土地借受けに係る申請については、なお従前の例による。

附 則（平成22年12月24日 22小区第1537号）

この要綱は、平成22年12月24日から施行する。

附 則（令和元年7月1日 31小区第563号）

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年12月24日 2小区第1677号）

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の土地区画整理事業施行区域内の土地貸付に関する要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の土地区画整理事業施行区域内の土地貸付に関する要綱の規定にかかわらず、

当分の間、使用することができる。